

解説！ 個人所得・資産課税改正

今回は平成27年度税制改正のうち法人課税について解説いたしました。今回は、主に個人所得課税・資産課税について解説します。

〈個人所得課税〉

1 ジュニアNISAの創設
高齢者に偏在する金融資産を若年層に移転し、成長資金へつなげることを目的として、ジュニアNISAが創設されます。成人NISAとの相違点として、利用可能者の年齢、非課税投資枠の上限額、払出し制限の有無等が挙げられます。(表1参照)

2 ふるさと納税制度の拡充
平成28年分以後の個人住民税につ

いて、ふるさと納税の控除限度額が現行の2倍に拡充されます。また、平成27年4月1日より、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されました。この特例の適用を受けるためには、ふるさと納税先の自治体に特例に関する申請書を提出する必要があります。

3 国外転出時課税制度の創設
有価証券等の譲渡益が非課税とされる国(シンガポール等)に移住し、その移住先でその有価証券等を譲渡することにより課税を回避する行為に対応するため、「国外転出をする場合の譲渡所得の特例(国外転出時課税制度)」が創設されました。この制度は、高

(表1)

【ジュニアNISAと成人NISAの比較】

項目	ジュニアNISA	成人NISA
利用可能者	0歳～19歳の居住者等	20歳以上の居住者等
非課税投資枠	平成35年まで 毎年80万円が上限	平成35年まで 毎年100万円が上限 改正により平成28年1月1日以降は 120万円
運用管理	・原則として親権者等が未成年者のために代理して運用 ・原則として18歳まで払出し制限あり ・制度終了後は自動的に成人NISAへ自動引継ぎ	払出し自由

(表2)

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間	最大控除額
平成26年4月1日～ 平成31年6月30日	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	40万円 (50万円)	10年	400万円 (500万円)

注：括弧書きは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅を取得等した場合

額資産家である対象者(出国時の対象資産の評価額が1億円以上の者で、出国前の10年以内において5年超国内に住所等を有する者)が、平成27年7月1日以後に日本を出国する時等に対象資産の含み益に所得税を課する制度です。ただし、納税猶予分の所得税額に相当する「担保提供」

と「納税管理人の届出」をした場合、最長10年間の納税猶予を受けることができます。
対象資産には、国内の上場株式だけでなく、未公開株式、外国株式、社債、匿名組合の出資持分、未決済デリバティブ等の金融商品が含まれます。

4 住宅ローン減税の延長
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。(表2参照)

〈資産課税〉

5 住宅取得資金贈与の見直し、延長
住宅取得資金贈与について、下記の金額を限度に非課税とし、適用期限も平成31年6月30日まで延長されます。(表3参照)

6 結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度の創設
平成27年4月1日から平成31年3月31日までに、両親・祖父母等の直系尊属が、結婚・子育て資金を一括贈与した場合、受贈者1人につき1,000万円まで贈与税が非課税

となります。細書が財産債務調査となり、記載に誤りがあった場合等に罰則が科せられるといった改正や、スキヤナ保存の対象となる契約書・領収書等の金額基準が廃止され重要書類以外については白黒での保存でも可能とされる等の改正もあります。

となります。

7 教育資金一括贈与の非課税制度の見直し、延長

教育資金贈与の非課税措置について、一部見直しが行われ、適用期限も平成31年3月31日まで延長されました。(表4参照)

〈消費課税〉
(1) 消費税の10%への引上げ時期が、平成29年4月1日となります。また、請負工事等の経過措置における指定日は、平成28年10月1日に変更になります。
(2) 国外事業者が国内の事業者又は消費者に提供する電気通信役務の

提供については、国外取引とされ課税対象外とされてきましたが、平成27年10月1日以後の取引よりこれを国内取引と位置付け、消費税が課税されることとなります。
(3) 商店街やショッピングセンター等において、各店舗が第三者に免税手続きを委託(ワンストップ化)できる制度が創設されました。

〈その他の改正項目〉

- 国外扶養親族の扶養控除の手續義務化
非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける場合、書類の添付又は提出(提示)が義務化されます。平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。
- その他の既存の財産債務明

(表3)

改正後(H27年～H31年6月末)				
1月～12月	1月～9月	10月～9月	10月～9月	10月～6月
H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
良質な住宅用家屋:1,500万円 一般住宅:1,000万円	良質な住宅用家屋:1,200万円 一般住宅:700万円	良質な住宅用家屋:1,000万円 一般住宅:500万円	良質な住宅用家屋:1,200万円 一般住宅:700万円	良質な住宅用家屋:800万円 一般住宅:300万円
経過措置終了(H28年9月末)				
消費税率引上(H29年4月末)				
[10%適用枠] 消費税率10%で住宅購入の契約をした者に非課税枠を上乗せ				
良質な住宅用家屋:3,000万円 一般住宅:2,500万円				

・「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4等をいいます

【出典 平成27年2月 財務省「平成27年度税制改正(案)のポイント」を基に一部改】

(表4)

【結婚子育て資金一括贈与の非課税制度と教育資金一括贈与の非課税制度の比較】

項目	結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度の創設	教育資金一括贈与の非課税制度の見直し、延長
贈与者	直系尊属(両親、祖父母等)	直系尊属(両親、祖父母等)
受贈者	個人(20歳以上50歳未満)	個人(30歳未満)
用途	結婚・子育て資金 ①婚礼(結婚披露も含む)、住居に要する費用及び引越しに関する費用のうち一定のもの ②妊娠・出産に要する費用、子の医療費・保育費のうち一定のもの	教育資金 ①学校等に支払われる入学金等 (改正により通学定期、留学渡航費等が追加) ②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの
贈与方法	一定の金融機関に信託等をする	一定の金融機関に信託等をする
限度額	1人につき1,000万円(①については300万円)	1人につき1,500万円(②については500万円)
手続き	・非課税申告書を金融機関を経由し税務署へ提出 ・結婚、子育て資金に充当したことを証する書類を金融機関へ提出	・非課税申告書を金融機関を経由し税務署へ提出 ・教育資金に充当したことを証する書類を金融機関へ提出 (改正により平成28年以降は、少額なものに限り明細書のみ提出も可能に)
期間	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に提出されたものに限り	平成31年3月31日までの間に提出されたものに限り
課税	・受贈者が50歳に達した日に充当されなかった残額がある場合、その日に贈与があったものとして贈与税を課す。 なお、受贈者が死亡した場合は贈与税は課さない。 ・贈与者が死亡した場合はその時点の残高については相続税の課税対象となる	・受贈者が30歳に達した日に充当されなかった残額がある場合、その日に贈与があったものとして贈与税を課す。 なお、受贈者が死亡した場合は贈与税は課さない。

ACTUS CONSULTING MIND
コンサルティングで未来をつくる
アクタス税理士法人
人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。
本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル5F
TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
ホームページ: http://www.actus.co.jp/
各種セミナーを定期的に開催しています。